

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第11号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条衛生課の項第1号中「一般販売業（卸売一般販売業を除く。）」を「店舗販売業」に、「もの」を「者」に改め、同項に次の1号を加える。

(22) 麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用の防止に関する事。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)